

(介護予防) 短期入所生活介護 重要事項説明書

《理 念》

家庭的な雰囲気のもと利用者の意思及び人格を尊重し、暖かい心と、優しい手と平等な気持ちで本人が笑顔でその生活を送れるよう援助を行います。

1. 当事業所が提供するサービスについての窓口

担当 管理者 佐藤 由賀 生活相談員 本間 秀則
電話 0184-33-6355

2. 事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名称	短期入所生活介護 ショートステイ そら
所在地	にかほ市田爪字明後田47番地4
事業者番号	0571316702
サービス提供地域	にかほ市、由利本荘市(旧西目町、旧本荘市)

(2) 職員体制

	資 格	常 勤	非常勤	業務内容
管 理 者	介 護 福 祉 士	1		管理監督
医 師	医 師		1	健康管理
生 活 相 談 員	社 会 福 祉 士			相談援助
	社 会 福 祉 主 事	1		
栄 養 士	栄 養 士	1		栄養管理
機 能 訓 練 指 導 員	准 看 護 師	1		訓練指導
看 護 ・ 介 護 職 員	准 看 護 師	1		介護業務
	介 護 福 祉 士	6		
	ヘルパー2級	6		
	ヘルパー3級	0		
	介護職員初任者研修	3		
事 務 職 員		2		一般事務
調 理 員			5	調理業務

(3) 設備の概要

定 員	20名	診療室	1室
居室 一人部屋	20室	洗濯室	2室
浴 室	3(うち特浴1)	機能訓練室	1室
ト イ レ	6		

3. サービスの内容

(1) 介護計画の作成

介護支援専門員の作成した「居宅サービス計画」に沿って、担当者間で協議し「短期入所生活介護計画」を作成し、利用者および家族にその内容を説明し、同意をいただきます。

(2) 食 事（概ね）

朝食 7：00～ 8：00

昼食 12：00～13：00

夕食 18：00～19：00

利用者の状況に合わせた時間でお取りいただいております。

原則、食堂にてお取りいただいております。

(3) 入 浴

7日間の利用で、2回以上入浴していただきます。ただし、利用者の状態に応じて、清拭になる場合があります。

(4) 介 護・援 助

介護計画に沿って下記の介護を行います。

着替え・排泄・食事等の介助、おむつ交換・体位変換・シーツ交換・施設内の移動の付き添い等。

(5) 機能訓練

介護計画に沿って、機能訓練室にて行います。

(6) 生活・介護相談

担当者にお気軽にご相談ください。

※ 同性介護を希望する方についても対応いたしますのでご相談ください。

(7) 健康管理

入所時及び毎日、体温、血圧、心拍数測定等の健康チェックを行います。

(8) 特別食の提供

医療上必要な場合は特別食を用意します。詳しくは担当者におたずねください。料金は別途かかる場合があります。

(9) 理美容サービス

都度、理容業者が入ります。料金は別途かかります。

(10) レクリエーション

施設内において、様々な活動をしております。また行事によって別途参加費のかかるものもあります。その都度担当よりご説明させていただきます。

4. 当事業所のサービスの特徴

(1) 運営の方針

事業の実施に当たっては、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場でサービスの提供に努めます。介護計画に基づきサービス提供に努め、利用者が有する能力に応じて自立した生活を営むことができるようお手伝いいたします。

また、地域や家族との結びつきを重視し、密接な連携をはかり精神的安定感のある総合的なサービスの提供に努めます。

5. 利用に当たっての留意事項

(1) 面会

特に制限は設けておりません。ただし、早朝深夜等他の利用者の迷惑となる時間帯はご遠慮ください。なお、商業的な面会はお断りいたします。

(2) 飲酒・喫煙

お身体に影響のない範囲でお楽しみください。喫煙する場所は限定されておりますのでご了承ください。

(3) 金銭・貴重品の管理

トラブル防止のため事業者の方で預らせていただきますが、どうしても所持していただきたい利用者に対してはご本人で管理していただくことがあります。その際、紛失等に対し事業者側では責任を持ちません。なおご本人管理については担当者へご相談ください。

(4) 設備・器具の利用

テレビ・ラジオ・カセットデッキの持ち込みは可能です。居室用に貸し出し用テレビ（無料）を4台準備しております。利用を希望される方は担当者へご予約ください。

※ 携帯電話のご利用につきましては、制限をさせていただきます。担当者へご相談ください。

(5) 宗教活動

特に制限はありません。信仰は自由です。ただし、他の利用者へ支障のない範囲とさせていただきます。また事業所内の布教活動は原則として禁止させていただきます。

(6) 衣類の洗濯

事業所内にて無料で実施いたします。ただし短期間のご利用の場合は、洗濯できないこともありますのでご了承ください。

(7) 食事

原則として食堂（リビング）で食事を摂っていただきます。但し、主治医及び看護員の指示があった場合は、居室で取っていただく場合があります。

(8) 居室

- ・ 全室個室となっております。居室の利用は自由ですが、介護計画に沿いリビングで過ごすことが適切な方については、できる限りリビングで過ごしていただきます。
- ・ 居室を指定してのご予約はできません。居室の割り当ては利用者の状況等を踏まえ事業者側にて決定させていただきます。
- ・ 居室個々には冷暖房機がございません（全館同一の床暖房設置）。居室個々の温度設定はできませんのでご了承ください。
- ・ 利用者の心身の状況や居室の空き状況により継続利用中にも居室が変わる場合がありますのでご了承ください。その場合には事前に利用者及びご家族に連絡いたします。
- ・ 利用者の故意又は重大な過失により居室又は備品に通常の保守管理の程度を超える補修等が必要となった場合は、その費用を負担していただく場合があります。

6. サービスの利用方法

(1) サービスの利用計画

- ①利用者担当の介護支援専門員（ケアマネージャー）にその旨をお伝えください。
- ②担当介護支援専門員との連絡調整により、指定日が利用可能か決定いたします。

※利用者の心身の状況において利用できない場合があります。その際は施設側もしくは担当介護支援専門員より理由等をご説明いたします。

(2) サービス利用計画の終了

- ①お客様のご都合でサービス利用計画を終了する場合。

実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出によりいつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

- ②自動終了

以下の場合には双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ・ お客様が他の介護保険施設に入所された場合。
- ・ 介護保険給付サービスで、サービスを受けていたお客様の要介護区分が非該当（自立）と認定された場合。
- ・ お客様がお亡くなりになった場合。

(3) その他

お客様がサービス利用料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう勧告したにもかかわらず15日以内に支払われない場合、またはお客様やご家族等が当施設や事業所の職員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、30日以内に文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただく場合があります。なおこの場合契約終了後の予約は無効となります。

- (4) 本重要事項説明書並びに提供したサービスの記録の保管期間は5年間です。

7. サービスご利用の中止

(1) 利用開始予定日以前の中止

ご利用前にお客様のご都合でサービスの利用を中止する場合は、分かり次第早めにその旨を担当の介護支援専門員にご連絡ください。キャンセル料は必要ありません。

(2) 利用期間中の中止

サービス利用期間中においても以下の事由に該当する場合は、サービスを中止する場合があります。なお利用期間中に中止し退所する場合は、退所日までの日数を基に利用料を計算します。

- ① 利用者が中途退所を希望した場合。
- ② 入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合。
- ③ 利用中に体調が悪くなった場合。
- ④ 他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合。

上記の場合、ご家族または緊急連絡先へ連絡するとともに、必要な処置を講じます。

8. 利用料金

基本料金（介護保険自己負担分）

お客様がサービスを利用した場合の「基本料金」は以下のとおりであり、お客様からお支払いいただく「利用者負担金」は、介護保険負担割合証に基づくものとします。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

『単独型ユニット型個室』

要介護状態区分等	1日あたりの利用料金 (介護給付費)	介護保険適応時の 1日あたりの自己 負担額 (1割負担)	介護保険適応時の 1日あたりの自己 負担額 (2割負担)	介護保険適応時の 1日あたりの自己 負担額 (3割負担)
要支援 1	5,610円	561円	1,122円	1,683円
要支援 2	6,810円	681円	1,362円	2,043円
要介護度 1	7,460円	746円	1,492円	4,476円
要介護度 2	8,150円	815円	1,630円	2,445円
要介護度 3	8,910円	891円	1,782円	2,673円
要介護度 4	9,590円	959円	1,918円	2,877円
要介護度 5	10,280円	1,028円	2,056円	3,084円

また連続して31日を超え60日目までの利用の場合は以下の通りです。

要介護状態区分等	1日あたりの利用料金 (介護給付費)	介護保険適応時の 1日あたりの自己 負担額 (1割負担)	介護保険適応時の 1日あたりの自己 負担額 (2割負担)	介護保険適応時の 1日あたりの自己 負担額 (3割負担)
要支援 1	5,610円	561円	1,122円	1,683円
要支援 2	6,810円	681円	1,362円	2,043円
要介護度 1	7,160円	716円	1,432円	2,148円
要介護度 2	7,850円	785円	1,570円	2,355円
要介護度 3	8,610円	861円	1,722円	2,583円
要介護度 4	9,290円	929円	1,858円	2,787円
要介護度 5	9,980円	998円	1,996円	2,994円

連続して61日を超えて利用する場合は以下の通りです。

要介護状態区分等	1日あたりの利用料金 (介護給付費)	介護保険適応時の 1日あたりの自己 負担額 (1割負担)	介護保険適応時の 1日あたりの自己 負担額 (2割負担)	介護保険適応時の 1日あたりの自己 負担額 (3割負担)
要支援 1	5,030円	503円	1,006円	1,509円
要支援 2	6,230円	623円	1,246円	1,869円
要介護度 1	6,700円	670円	1,340円	2,010円
要介護度 2	7,400円	740円	1,480円	2,220円
要介護度 3	8,150円	815円	1,630円	2,445円
要介護度 4	8,860円	886円	1,772円	2,658円
要介護度 5	9,550円	955円	1,910円	2,865円

※ 上記の基本料金は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい料金を契約書別紙にてお知らせし、受領同意の上再度契約を取り交わします。

9. 加算

- (1) 介護保険で定められた送迎加算1,840円(片道)のうち、このうち自己負担額は負担割合証にて1割負担の方は184円、2割負担の方は368円、3割負担の方は552円となります。

- (2) 当施設では夜勤を行う介護職員の数が基準を上回っているため、介護保険で定められた夜勤職員配置加算Ⅱ 1 8 0 円（1日につき）が加算されます。このうち自己負担額は負担割合証にて1割負担の方は18円、2割負担の方は36円、3割負担の方は54円となります。
- (3) 勤続3年を越える介護職員が基準の割合を超えてサービス提供を行いますので、介護保険で定められたサービス提供体制強化加算Ⅲ 6 0 円（1日につき）が加算されます。このうち自己負担額は負担割合証にて1割負担の方は6円、2割負担の方は12円、3割負担の方は18円となります。
- (4) 介護職員処遇改善加算として、上記(1)から(1)-4の月の自己負担額の合計金額に対し、11.3%を乗じた額が加算されます。

※ 自己負担額は、負担割合証に基づいた負担額となります。

※ 償還払いの場合には、一旦、介護給付額をお支払いいただき、その後領収書を添付して保険者に請求されますと負担割合証に基づいた金額が返金されます。

10. 食材料費

1日あたり1, 350円です。

内訳は 朝食 450円 昼食 450円 夕食 450円です。

また、医師の指示など療養等により特別な食事が必要な場合は

1日あたり1, 500円です。

内訳は 朝食 500円 昼食 500円 夕食 500円です

11. 滞在費

1日あたり、1, 500円です。滞在費には日常的に使用するオムツ等の使用料金を含みます。

※食材料費および滞在費においては介護保険負担限度額認定証の発行を受けている利用者は、その認定証に記載された額となります。

12. その他

行事参加費、理美容等は別途料金となります。

- ・ 行事参加費・・・陶芸等500円（ただし材料によって料金が上下する場合があります。）
- ・ 理美容費・・・カットのみ2, 000円 カットと顔剃り2, 500円

13. 支払い方法

毎月翌月5日までに当月の利用料等の請求書を発行いたします。お支払いは翌月15日まで事業者指定の金融機関にお振り込みいただくか、もしくは事業所におこしになり直接お支払いください。お振り込みの場合、振込手数料はお客様のご負担になりますのでご了承ください。入金を確認し次第、領収書を発行いたします。

ご利用ごとのお支払いを希望される方は契約時にお申し出ください。

14. 医療情報

サービスの利用にあたり、必要な場合は医療情報を提出していただきます。医療情報には、主治医より現疾患、現病歴、既往歴、治療内容、内服薬、サービス利用上の留意点等を記入していただきます。なお、日常通院していない方のうち、体調等が安定している方であれば、医療情報の提出は必要ありません。医療情報の有効期間は特に体調の激しい変化がない限り3ヶ月とします。

15. 緊急時の対応方法

利用者に容体の変化等があった場合は、ご家族に速やかに連絡し、医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。また救急病院への搬送等が必要となった場合、搬送先について特に希望のない方は、事業所の協力病院である「医療法人 佐藤病院」となります。

16. 相談、要望、苦情の窓口

(1) 短期入所生活介護に関する相談、要望、苦情等は下記窓口までお申し出ください。

「ショートステイ そら」 苦情相談窓口		管 理 者 佐藤 由賀
		生活相談員 本間 秀則
電 話	0184-33-6355	FAX 0184-37-3608
受付時間	10:00~16:00	(月曜日~金曜日)

また、苦情の申し出があった場合は苦情解決窓口を設置し、この解決を行います。

苦情解決窓口	代表取締役	金木 亨
--------	-------	------

(2) その他

当事業所以外に県、市の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

にかほ市 子育て長寿支援課	電話	0184-32-3042
由利本荘市 長寿支援課	電話	0184-24-6324
本荘由利広域市町村圏組合 介護保険課	電話	0184-24-3347
秋田県国民健康保険団体連合会	電話	018-883-1550

17. 広報紙

当事業所ではホームページを作成し、また毎月広報紙を発行しておりますが、その際利用者の顔写真等が掲載されることがあります。ホームページ、広報紙等に写真等を掲載されたくない方は契約前にお申し出ください。

18. 当法人の概要

法人名称	有限会社 アタカンテ
代表者名	代表取締役 金木 亨
所在地	にかほ市平沢字塚田14番地1
電話番号	0184-37-3241
法人設立	平成15年4月28日

19. 附則

令和元年5月1日	代表者変更
令和3年4月1日	介護報酬改定に関わる利用料金変更
令和3年10月1日	滞在費の変更 特別食の費用変更
令和4年10月1日	介護職員ベースアップ加算追加
令和6年4月1日	介護報酬改定に関わる利用料金変更
令和6年4月1日	滞在費・食材料費の変更